

声明

審議不十分で制度の内容も不明瞭 「医療保険制度改革関連法案」の成立に抗議する

2015年5月27日
長野県保険医協会
会長 鈴木 信光

本日、参議院本会議において、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」（以下「法案」）が自民・公明両党の賛成多数で可決、成立した。本法案は、（1）入院時食事代の引き上げなどの患者負担増計画、（2）混合診療の拡大として患者の自己責任で安全性・有効性が確立していない医療を広げる患者申出療養の創設、（3）都道府県に国保の財政運営の責任と公的医療費抑制の役割を担わせる国保改革など、患者・国民や地域医療に重大な影響を与える内容を含むものである。

しかしながら委員会審議は参考人質疑をあわせても衆議院で 22 時間、参議院では 23 時間弱と採択するには極めて短時間である。

さらに、審議内容があまりにも不十分である。患者申出療養制度では6週間で安全性、有効性が確認できるのか、事故や副作用に対する被害救済制度はどうかなどの疑問について明確にされていない。紹介状なしの大病院受診の定額負担では対象となる病院、定額負担の金額、除外されるケースなどは今後の審議会で議論するとされ制度設計の根幹に関わる部分が先送りされた。入院時食事療養費に関して「治療の一環」であるとしながら1200億円もの患者負担増を強いるといった矛盾を抱え、国保の都道府県化では国の財政支援は不十分であるとともに保険料の高騰や違法な差し押さえが増加する懸念が残されたままである。

こうした状況では審議が尽くされたとは到底いえず、数の力で法案成立を急ぐ手法はあまりにも乱暴であり、議会制民主主義を軽視するものである。

長野県保険医協会は今回の法案成立に抗議するとともに、国民に不利益を与える法律の具体化を許さず、医療現場や国民生活の実態をもとに引き続き医療制度を充実させる取り組みを強めていく。